

# 【概要版】滋賀県配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画（原案）

## 第1章 計画策定に関する基本的な考え方



### (1) 計画策定の趣旨

- 本県では、令和2年度に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を策定。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正等を踏まえ、計画期間の満了に伴い次期計画を策定するもの。
- 本計画においては、DV防止法第1条第3項に定める配偶者のほか、生活の本拠を共にしない交際相手等からの暴力も含めて「DV」と表記する。

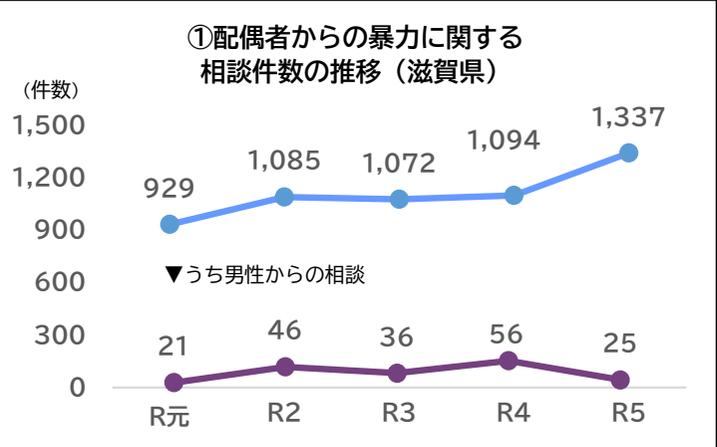
### (2) 計画の性格

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画

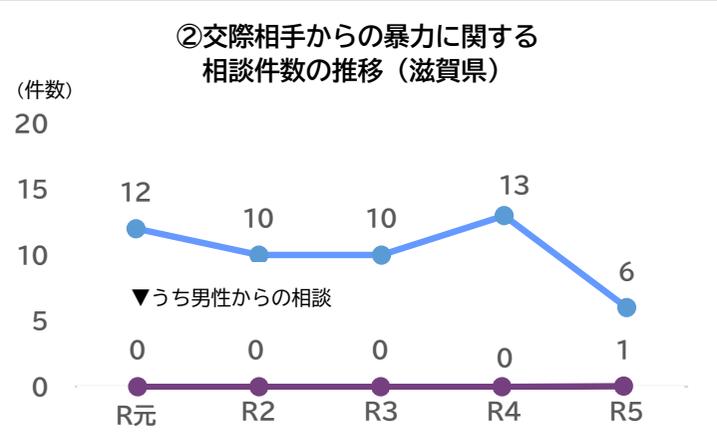
### (3) 計画の期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5年間

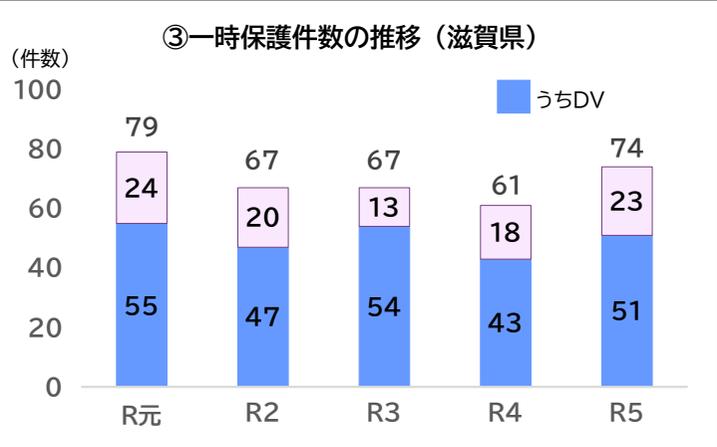
## 第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題



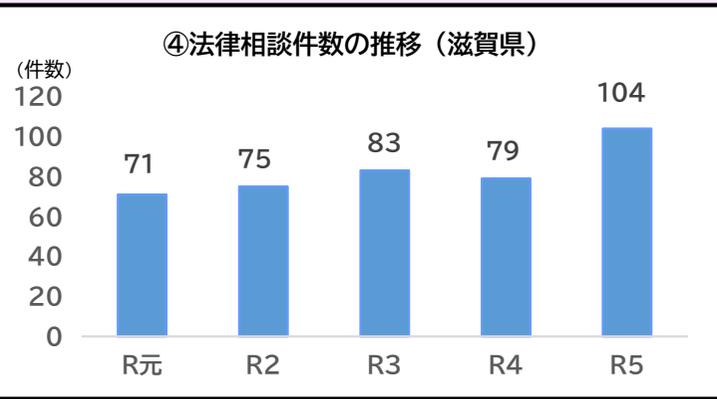
・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年々増加傾向。R5年度の男性からの相談件数は全体の1.9%。



・配偶者暴力相談支援センターにおける交際相手からの相談件数について、R5年度は例年と比べて少ない状況。



・女性相談支援センターにおける一時保護について、DVを主訴とする件数が多い。



・配偶者暴力相談支援センターにおける法律相談件数は増加傾向。

現行計画における数値目標の状況	R元年度	R6年度	目標
・DVの相談先を知っている県民の割合 「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」より (参考：いずれの相談機関も知らない割合)	58.9% (41.1%)	56.2% (43.8%)	80% (20%)
・基本計画を策定している県内市町数	16市町	17市町	19市町
・デートDVに関する授業を行った中学・高等学校数	117校	131校	全校 (169校)
・啓発活動協力事業所数	-	214か所 ※R5年度	300か所 (累計)
・児童虐待およびDVに関する相互理解研修を受講した担当課職員数	-	224人 ※R5年度	250人 (述べ人数)

## 第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題（つづき）

現行計画の主な取組状況	課題
<b>I DVを許さない社会の実現</b> ○若年層に対して、啓発DVDやリーフレットに基づいた出前授業を実施 ○相談の中で、加害者の気づきの促しを実施	○若年層への啓発、教育が学校により差がある状況 ○加害者に向けた取組について、相談を受けるに留まっているため、再発防止に向けた取組が必要
<b>II 早期発見・相談体制の強化</b> ○DV防止対策の紹介や自立支援のための情報を提供するため、各種リーフレットを配布 ○障害者・高齢者である被害者からの相談や一時保護依頼があった場合、市町等の関係機関に連絡し、連携して支援を実施	○DVの相談先を知っている県民の割合が56.2%である状況であることから、 <u>企業・団体等と協力し、県民に対する啓発の一層の推進が必要</u> ○ケースの複雑化・多様化が進む中、引き続き関係機関との綿密な連携や相談員の質の向上に向けた取組が必要
<b>III 被害者の安全確保および保護体制の充実</b> ○被害者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、関係機関との調整を実施  ○一時保護入所者や来所相談に対して、保護命令制度についての説明を行い申立てに必要な支援（裁判所への同行など）を実施	○幅広いニーズを持つ被害者の増加に伴い、個々の心身の状況に応じて適切に保護するため、引き続き関係機関と連携を図るとともに、 <u>多様な一時保護受入れ先の開拓に向けた検討が必要</u> ○DV防止法改正による保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲拡大等に応じた相談員の対応力の向上や各関係機関との連携が必要
<b>IV 被害者への切れ目のない支援</b> ○支援制度の利用が難しい被害者のため、企業・団体等と連携し、避難場所の確保に向けた協力体制を確保 ○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就業、求職の状況や課題を把握し、就業支援を実施	○一時保護解除後の <u>生活拠点の確保</u> に向け、被害者の状況に応じた支援が必要  ○一時保護解除後の就業支援を必要とする被害者が多くいる中、 <u>母子家庭等就業・自立支援センターとDV対応機関における更なる連携が必要</u>
<b>V 子どもの安全・安心を確保する支援</b> ○DV対応と児童虐待対応の相互理解を目指した研修を実施 ○被害者の同伴児に対して、子ども家庭相談センターと連携して子どもの学習支援や心理的ケアを実施	○研修参加者に偏りがあることから、より多くの機関に対する参加の促しが必要 ○面前DV（児童虐待における心理的虐待）に対応するため、引き続き子ども家庭相談センター等と連携した支援が必要
<b>VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力</b> ○県内の全市町において、DV防止法に基づく基本計画が策定されるよう、必要な情報提供や助言等を実施 ○県、市町、支援機関の実務担当者によるネットワークづくりを構築	○基本計画未策定町について、引き続き策定に向けた働きかけが必要  ○DV防止法改正等を踏まえ、県および市町において、 <u>法定協議会の設置が必要</u>

## 第3章 基本理念

DVを重大な人権侵害と捉え、一人ひとりの人権を擁護し、互いを尊重する社会の実現

目指す社会

- 1 DVを許さない社会
- 2 DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会
- 3 DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会



## 第4章 具体的施策の推進

### 施策の柱1：DVの未然防止と早期発見

基本目標	主な取組	関連する数値目標
DVに関する様々な啓発に取り組み、未然に防止するとともに早期に発見します	<b>重</b> (1) 人権教育・未然防止啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>若年層に対する未然防止に向けた教育の充実</li> <li>民間団体や企業等との連携</li> <li>多様な手段や媒体による啓発の推進</li> </ul>	DVの相談窓口を知らない県民の割合 (R6) 43.8% ⇒ (R11) 20%
<b>施策の方向性</b> 関係機関、企業等と連携して啓発等に取り組みます	(2) 早期発見・通報体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>被害の早期発見・通報のための広報・啓発</li> <li>各種相談窓口との連携</li> </ul>	デートDVの「内容まで知っている」人の割合 (R6) 47.0% ⇒ (R11) 80% DVと児童虐待の一体的な啓発活動に協力する民間団体・企業数 (R6) — ⇒ (R11) 100か所

### 施策の柱2：相談体制の強化

基本目標	主な取組	関連する数値目標
相談体制の強化に取り組み、被害者一人ひとりに応じて適切に対応します	(1) 相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備</li> <li>若年女性等に対する相談環境の整備</li> </ul>	女性相談支援員の設置市町数
<b>施策の方向性</b> 相談環境の整備とともに専門研修の実施による相談員の質の向上に取り組みます	<b>重</b> (2) 加害者からの相談対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>加害者相談、加害者への再発防止に向けた取組</li> </ul>	(R6) 9市 ⇒ (R11) 全市町
	(3) 相談員の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発</li> </ul>	

### 施策の柱3：被害者の安全確保および保護体制の充実

基本目標	主な取組	関連する数値目標
被害者の状況に応じた適切な保護等の実施により、被害者の安全を確保します	(1) 個人情報の保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続</li> </ul>	女性相談支援センター一時保護利用中の支援内容における満足度
<b>施策の方向性</b> 一時保護体制の充実や保護命令制度の利用に対する支援等に取り組みます	(2) 緊急時の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>警察等関係機関との連携</li> </ul>	(R6) — ⇒ (R11) 70%
	(3) 一時保護体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人、高齢者、障害者である被害者に応じた一時保護</li> </ul>	
	<b>重</b> (4) 保護命令制度に関する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の理解促進</li> </ul>	

## 第4章 具体的施策の推進

### 施策の柱4：被害者の生活の安定に向けた切れ目のない支援

基本目標	主な取組	関連する数値目標
被害者の安全・安心を確保し、安定した生活を送ることができるようにします	(1) 継続的な心理的ケア	「DV被害者」を支援対象に含む居住支援法人の指定法人数  (R5) 7法人 ⇒ (R11) 10法人
施策の方向性 関係機関と連携し、住宅の確保や、経済的支援、就業支援、心理的ケアなど、切れ目のない支援に取り組みます	(2) 住宅の確保および入居支援 ・ 民間賃貸住宅等への入居支援	
	(3) 就業に関する支援 ・ 就業に向けた技能・知識の習得のための支援	
	(4) 安心・安全に暮らすための生活支援 ・ 地域で生活を行うための各種支援(法律相談、情報提供等)	

### 施策の柱5：子どもの安全・安心を確保する支援

基本目標	主な取組	関連する数値目標
適切な一時保護等の実施により、子どもの安全、安心を確保します	(1) 児童虐待から子どもを守る取組 ・ 市町要保護児童対策地域協議会への参画	DVおよび児童虐待に関する相互理解研修を受講した担当課職員数  (R5) 224人 ⇒ (R11) 300人
施策の方向性 DV対応と児童虐待対応の連携や一時保護中の学習支援や心理的ケア等により子どもに対する支援に取り組みます	(2) DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携の促進 ・ DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携を目指した研修の実施	
	<b>重</b> (3) 被害者の子どもに対する支援 ・ 一時保護中の学習支援や心理的ケア	

### 施策の柱6：関係機関・団体等との連携

基本目標	主な取組	関連する数値目標
関係機関等と連携し、基本理念にある目指す社会を実現します	(1) 市町との連携 ・ 市町のDV対策基本計画の策定支援	法定協議会の設置市町数 (R6) 1市 ⇒ (R11) 全市町  基本計画を策定している市町数 (R6) 17市町 ⇒ (R11) 全市町
施策の方向性 市町、関係機関等と連携協力し、社会全体で効果的なDV防止対策に取り組みます	(2) 企業・団体との連携 ・ 県民に対する未然防止啓発への取組	
	<b>重</b> (3) 関係機関・団体とのネットワークの構築 ・ 法定協議会の設置	

## 第5章 計画の推進に向けて

- (1) 行政、関係機関、県民の果たす役割 (2) 計画の推進体制  
(3) 点検評価・進行管理・計画の見直し